**様式第38の２の３**（第40条の４の５第１項第２号、第40条の５の２第１項第２号関係）

第二号基礎的電気通信役務収支表

事業者名

年　　月　　日から

年　　月　　日まで

（単位　円）

第１表　第14条の３第１項第１号、第２号及び第３号に掲げるもの

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 役務の細目 | 営業収益 | 営業費用 | | | 営業利益 | 摘要 |
|  | うち設備管理部門費用 | うち設備利用部門費用 |
| １　第14条の３第１項第１号に掲げるもの |  |  |  |  |  |  |
| ２　第14条の３第１項第２号に掲げるもの |  |  |  |  |  |  |
| ３　第14条の３第１項第３号に掲げるもの |  |  |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |  |  |

注１　設備管理部門とは、第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備及びその管理運営（開発、計画、設置、運用、保守、撤去及びその他の活動並びにこれらに付随する活動をいう。この様式において同じ。）に必要な資産及び費用並びに当該電気通信設備との接続及び当該電気通信設備の提供に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。

２　設備利用部門とは、第二号基礎的電気通信役務の販売その他の電気通信事業に属する活動（第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備及びその管理運営を除く。）に必要な資産及び費用並びに当該活動に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。

３　第二号基礎的電気通信役務と第二号基礎的電気通信役務以外の電気通信役務とに関連する費用については、第40条の５の３第２項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によつて配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。

４　２以上の細目の電気通信役務に関連する費用については、第40条の５の３第２項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によつて配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。

第２表　第二種適格電気通信事業者の全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に要すると見込まれる費用の額等

|  |  |
| --- | --- |
| １　全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に要すると見込まれる費用の額 |  |
| ２　全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供により生ずると見込まれる収益の額 |  |
| ３　１から２を減じた額 |  |

注　電気通信事業者が法第110条の３第１項の規定による指定を受けようとする場合には、この表は不要とする。

第３表　交付金等

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 役務の細目 | 営業収益 | 営業費用 | 営業利益 | 摘要 |
| １　交付金 |  |  |  |  |
| ２　当該適格電気通信事業者の算定自己負担額 |  |  |  |  |
| ３　負担金 |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

注１　「交付金」とは法第107条第２号の交付金を、「負担金」とは法第110条の５第１項の第二種負担金を示す。

２　電気通信事業者が法第110条の３第１項の規定による指定を受けようとする場合には、この表は不要とする。